

指定管理者の指定期間変更の
議案の概要

—平成30年12月定例会—

指定期間変更の議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 238 号	盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について.....	1
議案第 239 号	盛岡市立上飯岡児童センター及び盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について.....	2
議案第 240 号	盛岡市都南勤労福祉会館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について.....	3
議案第 241 号	サンライフ盛岡の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について.....	4

議案第 238号

盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立愛宕山老人福祉センター
- (2) 位 置 盛岡市愛宕下14番地

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 瀧 野 常 實
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- (2) 変更後 平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立愛宕山老人福祉センターは、盛岡市中央公民館の大規模改修工事完了後、平成32年度から同公民館へ機能移転する予定であり、これに伴う条例改正や仕様書の大幅な変更が必要であることから、それまでの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、移転先での供用開始に合わせて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。

議案第 239号

盛岡市立上飯岡児童センター及び盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の管理を行う
指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

(1) 名 称

- ア 盛岡市立上飯岡児童センター
- イ 盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室

(2) 位 置

- ア 盛岡市上飯岡16地割26番地
- イ 盛岡市下飯岡10地割 178番地 4

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 瀧 野 常 實
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- (2) 変更後 平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立上飯岡児童センター及び盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室は、(仮称)飯岡児童センターの建築工事が完了後に、平成32年度から(仮称)飯岡児童センターへ機能移転して供用開始する予定であり、これに伴う条例改正や仕様書的大幅な変更が必要であることから、移転までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、移転先での供用開始に合わせて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。

議案第 240号

盛岡市都南勤労福祉会館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市都南勤労福祉会館
- (2) 位 置 盛岡市永井23地割14番地1

2 指定管理者

- (1) 団体名称 盛岡商工会議所
- (2) 代表者名 会頭 谷 村 邦 久
- (3) 所在地 盛岡市清水町14番12号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- (2) 変更後 平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市都南勤労福祉会館は、現在、勤労者福祉施設として位置づけられているが、平成31年度実施予定の大規模改修工事完了後、平成32年度から永井地区における地域拠点施設として供用開始する予定であり、これに伴う条例改正や仕様書の大幅な変更が必要であることから、大規模改修工事完了までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、地域拠点施設としての供用開始に合わせて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。

議案第 241号

サンライフ盛岡の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名称 サンライフ盛岡
- (2) 位置 盛岡市仙北二丁目4番12号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 特定非営利活動法人アイディング
- (2) 代表者名 代表理事 藤 枝 薫
- (3) 所在地 盛岡市仙北三丁目21番6号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- (2) 変更後 平成26年4月1日から平成32年1月31日まで

4 指定期間を変更する理由

サンライフ盛岡は、平成31年度実施予定の大規模改修工事によって、3室を新たに設置するほか、隣接する仙北地区活動センター2階に勤労者向けの2室を設置することで、工事終了後、中央通勤労青少年ホームの機能を受入れて供用開始する予定であり、これに伴う条例改正や仕様書的大幅な変更が必要であることから、大規模改修工事完了までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させ、大規模改修工事完了後の供用開始に合わせて新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。